

1 議事日程(第1号)

(令和3年第5回久山町議会10月臨時会)

令和3年10月5日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加日程第1 副議長の選挙

追加日程第2 議席の指定

追加日程第3 会議録署名議員の指名

追加日程第4 会期の決定

追加日程第5 常任委員の選任

追加日程第6 議会運営委員の選任

追加日程第7 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙

追加日程第8 北筑昇華苑組合議会議員の選挙

追加日程第9 粕屋南部消防組合議会議員の選挙

追加日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 阿部文俊

2番 久芳正司

3番 阿部哲

4番 本田光

5番 末松裕

6番 阿部恒久

7番 山野久生

8番 荒巻時雄

9番 佐伯勝宣

10番 只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

2番 久芳正司

3番 阿部哲

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

町長 西村勝

副町長 佐伯久雄

教育長 安部正俊

経営デザイン課長 中原三千代

町民生活課長兼会計管理者 佐々木信一

産業振興課長 久芳義則

福祉課長 稲永みき

健康課長 大嶋昌広

税務課長 川上克彦

総務課長 久芳浩二


~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議会事務局長（小森政彦君） おはようございます。

事務局長の小森と申します。

本日の臨時会は、一般選挙後最初の議会となっております。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定より年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

年長の久芳議員をご紹介します。久芳議員、議長席へ移動をお願いいたします。

[久芳正司君 議長席に着席]

○臨時議長（久芳正司君） ただ今紹介いただきました久芳正司でございます。

地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。

ただ今から、令和3年第5回久山町議会10月臨時会を開催いたします。

まず初めに、町長によりごあいさつをお受けいたします。

○町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

改めまして皆さまおはようございます。本日、久山町議会新メンバーでの初議会の開催にあたりごあいさつをさせていただきたいと思っております。すっかり朝夕と過ごしやすくなり、今では爽やかな風が心地よく感じる季節となりました。10月に入り、町内では稲刈りも始まり、秋の到来を感じると同時に金色の稲穂が広がる久山町の田園風景を見ていると、いつもと変わらない景色に心が落ちつきます。来年は、コロナウイルス感染症は終息し町民の皆さまと共に、観光やイベントなど安心して楽しめることを期待するばかりです。議員の皆さまにおかれましては、緊急事態宣言下における町議会議員選挙となり、なかなか思うような活動ができず、心身ともに大変なご苦労があったとお察しいたします。けれども、厳しい状況下を皆さまは乗り越え、今回の栄えあるご当選に至りましたことを、職員一同心からお喜びを申し上げます。

さて、本日から皆さまとは、首長と議会という立場で、町の発展に向けてそれぞれの役割を果たしていくこととなります。現在では、中学生の公民の教科書にも示されているように、地方自治の根幹は住民自治にあります。住民自治とは、私たちの日々の暮らしに根差しているものです。そのため、地域に暮らす人々の幸せを実現するためには、何よりまず、その地域に住んでいる人々が自らの地域の課題を考え、話し合い、よりよい地域づくりに向けて参加していくことは重要です。その住民自治を行う場が地方公共団体であり、私たちが暮らす久山町です。地方公共団体は、学校の設置やごみの収集、上下水道、高齢

者支援など、地域で暮らす住民の皆さまの生活に直結するさまざまな仕事を行っています。このように、それぞれの地域は税などを通して住民自身によって運営されている形であり、原則、国から独立した地方公共団体として憲法によって保障されています。そして、その仕組みにおいて、首長と議員の2種類の代表を直接選挙によって住民の皆さまが選んでいくことが、2元代表制であり、地方自治の特徴であります。2元代表制も住民の皆さまの意思を基に、住民自治を代わりに行っているわけです。本町は近年、半世紀以上に渡り継承するこれまでのまちづくりによって、さまざまな面で成果が見えつつあります。

しかし一方で、目まぐるしく変化する社会経済情勢を考慮しながら、アフターコロナ・ウィズコロナなども踏まえ、未来を見据えた課題への対応が必要となっております。そのため、住民自治の代表である議会の皆さまと共通の目標を持って、それを久山町に暮らす人々の生活に根差した議論を行っていくことが大切です。それが課題解決に向けた一番の近道だと私は捉えております。ぜひ、議員の皆さまと一緒に成し遂げていきたいと思っておりますので、何とぞご支援・ご協力を心からお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

○臨時議長（久芳正司君） これより議会構成に関わる会議を開きますので、執行部の方は退席をお願いいたします。

〔執行部退席〕

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしております。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（久芳正司君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただ今ご着席の議席を指定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（久芳正司君） 次に、日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口は、閉鎖されております。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（久芳正司君） ただ今の出席議員は10名です。

次に、立会人の指名をします。

久山町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番末松裕議員および8番阿部恒久議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（久芳正司君） 投票漏れの配付はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（久芳正司君） ありませんね。配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（久芳正司君） 投票箱異状なしと認めます。

ただ今より投票を行います。

事務局が2番議員から順番に回りますので、投票をお願いします。

〔投票〕

○臨時議長（久芳正司君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（久芳正司君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票いたします。

4番末松裕議員および8番阿部恒久議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（久芳正司君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票 9票

無効投票 1票

有効投票のうち

只松 秀喜議員 8票

本田 光議員 1票

以上のおおりのとおりです。

法定得票数は有効投票総数の4分の1以上ですので、この選挙の法定得票数は3票となります。よって、只松秀喜議員が議長に当選されました。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（久芳正司君） ただ今議長に当選された、只松秀喜議員が議場におられます。

久山町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

只松秀喜議員、議長当選の承諾のごあいさつをお願いします。

只松議員。

○議長（只松秀喜君） ただ今皆さまのご推挙により久山町議会議長の重職に就くこととなり、身の引き締まる思いでございます。

公平公正、中立を柱として議会の円満なる運営を図り、久山町議会という2元代表制の片方の車輪をしっかりと力強く前へ進めていきたいと思っております。ここに議員各位の一言のご支援と、ご協力をお願いいたし、新任のごあいさつといたします。本日はありがとうございました。

○臨時議長（久芳正司君） これで私の臨時議長としての職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。

只松秀喜議員、議長席にお着きください。

〔議長交代〕

○議長（只松秀喜君） 臨時議長の久芳正司議員には、臨時議長の職務を見事にお務めいただきましてありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。再開時間は改めて報告いたします。では、休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時50分

再開 午前10時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） それでは会議を再開します。

本日のこれからの議事日程は、お手元の追加議事日程第1号の追加1のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 副議長の選挙

○議長（只松秀喜君） 追加日程第1、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口は閉鎖されています。

〔議場閉鎖〕

○議長（只松秀喜君） ただ今の出席議員は10名です。

次に、立会人の指名をします。

久山町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番末松裕議員および8番阿部恒久議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（只松秀喜君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（只松秀喜君） 異状なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

事務局が投票箱を持ち回りますので、1番議員より順に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（只松秀喜君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただ今から開票を行います。

4番末松裕議員および8番阿部恒久議員開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（只松秀喜君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票

有効投票10票

無効投票0票

有効投票のうち、

阿部 文俊議員 7票

本田 光議員 3票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は有効得票総数の4分の1以上ですので、3票であります。よって、阿部文俊議員が副議長に当選されました。

〔議場開鎖〕

○議長（只松秀喜君） ただ今副議長に当選されました阿部文俊議員が議場におられますので、久山町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

阿部文俊議員、副議長当選の承諾のあいさつをお願いいたします。

○副議長（阿部文俊君） ごあいさつを申し上げます。

このたび議員の皆さま方のご推挙によりまして、久山町議会副議長に選ばれましたことは、この上もなく光栄に存じますとともに、その責任の重さを痛感しておる次第でございます。幸いにして、只松議長のもと、議会が公正にしかも円満に運営されますよう、及ばずながら、誠心誠意努力してまいる所存でございます。皆さま方の絶大なるご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単でございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第2 議席の指定

○議長（只松秀喜君） 次は、追加日程第2、議席の指定を行います。

久山町議会会議規則第4条第1項の規定により、議員の議席は一般選挙後最初の会議において議長が定めることになっておりますが、従来から抽選により、議席の決定がなされておりますので、抽選で決めたいと思います。

また、従来から、議長が最終議席、副議長が1番議席となっておりますので、2番議席から9番議席で、直ちに抽選を行います。事務局長がくじを持ち回ります。

〔抽選〕

○議長（只松秀喜君） 抽選の結果を事務局より報告いたします。

事務局長。

○議会事務局長（小森政彦君） それでは、議席の抽選結果をご報告いたします。

1番阿部文俊副議長、2番久芳正司議員、3番阿部哲議員、4番本田光議員、5番末松裕議員、6番阿部恒久議員、7番山野久生議員、8番荒巻時雄議員、9番佐伯勝宣議員、10番只松秀喜議長。

以上となっております。

○議長（只松秀喜君） 久山町議会会議規則第4条第1項の規定により、ただ今事務局長報告のとおり議席を指定いたします。

それぞれ指定の議席に移動をお願いいたします。

〔議席移動〕

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（只松秀喜君） 次は、追加日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定によって、2番久芳正司議員および3番阿部哲議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第4 会期の決定

○議長（只松秀喜君） 次は、追加日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第5 常任委員の選任

○議長（只松秀喜君） 次は、追加日程第5、常任委員の選任を行います。

久山町議会委員会条例第6条第4項の規定により、常任委員は議長が会議に諮って指名することになっておりますが、従来から、皆さまに希望をとり、正副議長において調整をさせていただいております。

各常任委員会の所管を事務局長が説明いたします。

事務局長。

○議会事務局長（小森政彦君） ご説明いたします。

常任委員会の設置の根拠法令は、地方自治法第109条第1項の規定であり、これに基づき、久山町議会委員会条例で、総務文教常任委員会および産業建設常任委員会が設置されております。

総務文教常任委員会は5名です。行政の総合管理に関する事務。総務課、税務課、健康課、福祉課、町民生活課および出納室に関する事務になります。また、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員および固定資産評価審査委員会に関する事務にもなります。

次に、産業建設常任委員会は5名です。町政の総合企画振興、開発および建設に関する事務。都市整備課、産業振興課、経営デザイン課および上下水道課に関する事務、農業委員会に関する事務でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ただ今より、暫時休憩に入りますので、記入された希望申出書を机の

上に置いてください。できるだけご希望に沿うよう考慮いたしますが、ご希望に沿えない場合はご容赦願います。

ここで暫時休憩としますが、再開時間は改めてお知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時24分

再開 午前10時47分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さまからの希望申出書を十分尊重して検討いたしました。

定数オーバーにより、必ずしも希望どおりにはなりませんでしたが、常任委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、名簿のとおり選任することに決定いたします。

ここで暫時休憩とし、各常任委員会において、正副委員長の互選をお願いしたいと思います。総務文教常任委員会は、第1委員会室。産業建設常任委員会は、第2委員会室で協議をお願いします。

ここで暫時休憩としますが、再開時間は改めてお知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時48分

再開 午前11時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元に参りましたので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長 山野久生議員、副委員長 阿部恒久議員。

産業建設常任委員会委員長 阿部哲議員、副委員長 末松裕議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第6 議会運営委員の選任

○議長（只松秀喜君） 次は、追加日程第6、議会運営委員の選任を行います。

久山町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議会運営委員は議長が会議に諮って指名することになっております。

久山町議会委員会条例第4条第2項の規定により、委員の定数は4名です。

お諮りします。

議会運営委員に山野久生議員、阿部恒久議員、阿部哲議員、末松裕議員以上の4名を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。この間に議会運営委員会を第1委員会室で開き、正副委員長  
の互選をお願いいたします。

終了後、第1委員会室において全員協議会を行いますので、終了後、第1委員会室に集  
合をお願いいたします。

では、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時9分

再開 午前11時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元に  
参りましたので、報告いたします。

議会運営委員長 山野久生議員、副委員長 阿部哲議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第7 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙

○議長（只松秀喜君） 次は、追加日程第7、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選
挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたい
と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定

いたします。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に久芳正司議員を指名いたします。

お諮りします。

ただ今指名しました久芳正司議員を糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の当選人と決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、久芳正司議員が糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に当選されました。

ただ今糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に当選されました久芳正司議員が議場におられますので、久山町議会会議規則第33条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第8 北筑昇華苑組合議会議員の選挙

○議長（只松秀喜君） 続きまして、追加日程第8、北筑昇華苑組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたします。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

北筑昇華苑組合議会議員に阿部文俊議員を指名いたします。

お諮りします。

ただ今指名しました阿部文俊議員を北筑昇華苑組合議会議員の当選人と決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、阿部文俊議員が北筑昇華苑組合議会議員に当選されました。

ただ今北筑昇華苑組合議会議員に当選されました阿部文俊議員が議場におられますので、久山町議会会議規則第33条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第9 粕屋南部消防組合議会議員の選挙

○議長（只松秀喜君） 続きまして、追加日程第9、粕屋南部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

粕屋南部消防組合議会議員に、私、只松秀喜と阿部恒久議員を指名します。

お諮りします。

ただ今指名しました、私、只松秀喜と阿部恒久議員を粕屋南部消防組合議会議員の当選人と決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、私、只松秀喜と阿部恒久議員が粕屋南部消防組合議会議員に当選されました。

ただ今粕屋南部消防組合議会議員に当選した、私、只松秀喜と阿部恒久議員が議場におられますので、久山町議会会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

○議長（只松秀喜君） お諮りします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり、本会議の会議日程等の議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申出書が提出されております。これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 追加日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして令和3年第5回久山町議会10月臨時会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時49分